

令和4年第2回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

菅 正 順 美

押印掲載
を省略

1 日時 令和4年5月23日(月) 14時00分～ 15時30分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

古川 直磨 委員

米谷 康 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

松岡 真

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長

関本 英嗣

財政局 財政部 契約課 管理係長

山本 宇宏

都市整備局 技術管理室 技術企画担当課長

菊池 信幸

都市整備局 技術管理室 主幹

佐々木健雄

水道局 総務部 財務課 契約係長

根本 大助

交通局 総務部 財務課 契約管財係長

伊藤 豊

ガス局 総務部 財務課長

永田 健一

ガス局 総務部 財務課 契約係長

後藤 敏哉

ガス局 供給部 建設課長

大内 盛徳

ガス局 供給部 建設課 建設第二係長

古山 秀樹

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 蘆立 順美 委員

(1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」（会議資料 P. 1）、「入札方式別発注工事一覧表」（会議資料 P. 2～27）、「指名停止の運用状況一覧表」（会議資料 P. 28～31）に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
指名停止該当事項について	委員	指名停止案件について、同じ工事関係者事故であるものの、該当事項が「工事関係者事故」と「不正又は不誠実な行為」で異なっている案件がある理由は何か。
	事務局	有資格業者に対する指名停止に関する要綱において、「工事関係者事故」に該当するものは、本市発注工事または宮城県内における公共機関発注工事において発生した事故に限っており、県外で発生した事故に起因するものは「不正又は不誠実な行為」としている。
指名停止期間について	委員	指名停止案件について、事由の欄に営業停止命令を受けた旨の記載があるが、実際に指名停止されるのは営業停止命令が解除になった後になるのか。
	事務局	営業停止命令の解除に関わらず、仙台市として、指名停止の要件に該当する事由が判明した時点で、確認及び裏付けを行い、指名停止としている。

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる 261 件の工事のうち、古川委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10 件を報告。(詳細は資料 P. 33 参照)

- 2) 委員会において、1) の 10 件のうち本日審議する事案として以下の 5 事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

①川内準幹線移設工事 (蘆立委員抽出)

③ (国) 4 5 7 号 (綱木工区) 外 1 線舗装改修工事 (古川委員抽出)

(④ (国) 4 5 7 号 (落合五丁目工区) 外 1 線舗装改修工事及び⑤ (市) 扇町 7 号線舗装改修工事について同時審議)

⑥ (主) 仙台山寺線 (浜井場地区) 側溝整備工事 (古川委員抽出)

(⑦ (市) 館線 (館地区) 側溝整備工事について同時審議)

◆指名競争入札

⑧高砂一丁目地内ガス中低圧管入替工事 (古川委員抽出)

◆随意契約

⑨松森工場基幹的設備改良工事 (米谷委員抽出)

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①川内準幹線移設工事」について

論点等	発言者	発言内容
入札参加資格対象業者について	委員	入札参加資格対象者が143社に対して、実際の入札参加者が1社であった理由は何か。
	事務局	<p>施工場所が街中であり、資材置場が設置し難いことや、既存のマンションが周りにあることから、一般的な工事の中でも難易度が高い工事となる。</p> <p>また、本案件は800mmの下水道用強化プラスチック複合管を使用することとなっており、公共工事ではあまり使われないものであったことから、一般的な工事より希少な工事であったため、参加者が少なかったと考えられる。</p> <p>今回落札した事業者は、仙台市の複雑な施工条件の工事を受注して頂いており、本案件の条件を加味したうえで参加したものだと思われる。</p>
落札率について	委員	落札率が100%であったが、仙台市側の予定価格と全く同じ額で入札されている理由は何か。
	事務局	<p>本市の一般競争入札は予定価格を公告時に事前公表する制度となっているため、事業者側は事前に予定価格を知ったうえで、入札に参加している。</p> <p>本案件は施工条件が複雑であったこともあり、事業者側がこの価格であれば施工可能であると考え、入札したのではないかと思われる。</p>
落札事業者について	委員	落札事業者が本案件の付近で並行して工事を行っているのか。
	事務局	付近で並行して工事しているかはわからないが、落札事業者は宮城野区にあるため、本案件の現場から遠くない位置関係である。
入札参加者数について	委員	落札事業者は、仙台市の複雑な施工条件の工事实績があるとのことであったが、総合評価の加算点において、他事業者と比較してそのような位置づけになっているのか。
	事務局	<p>評価項目のうち、「企業の施工能力」の項目において、他事業者の平均より高い位置にいる。</p> <p>また、「地域貢献・社会性」の項目は、例えば地元の建設業団体に入っている等、地元貢献が実績として加点される項目であることから、当該事業者は加算されていないが、施工能力は十分にあるということになる。</p>

「③（国）457号（綱木工区）外1線舗装改修工事」について

④（国）457号（落合五丁目工区）外1線舗装改修工事及び⑤（市）扇町7号線舗装改修工事について同時審議）

論点等	発言者	発言内容
施工箇所について	委員	③の案件と④の案件の施工箇所は近い箇所なのか。
	事務局	3、4km程離れており、近接しているような条件ではない。
	委員	施工箇所が3、4km程離れているのは、近くはないのか。
	事務局	施工箇所が複数に分かれている場合、100m以上離れている場合は、積算上補正をする必要がある。100メートルを基準と考えると3、4kmというのは、近い距離間ではないと考えられる。
入札参加者数について	委員	③の案件の入札参加者が1社であった理由は何か。
	事務局	③の案件は舗装打換え工という、既存アスファルトを取り壊した後、路盤から固めたうえでアスファルト舗装を仕上げる工法をとっている。 一方、④の案件は路面切削工という、表面を専用の重機によって削り、削った部分に舗装を仕上げる工法をとっている。 舗装打換え工の方が手間を要し、交通規制を行いつつ施工する必要があることから、③の案件の入札参加者が1社であったのではないかと考えられる。
総合評価方式制度について	委員	総合評価方式の評価値の算定方法について教えてほしい。
	事務局	各応札事業者について、標準点100点に評価項目ごとの評価点を加点したものを技術評価点として算定する。技術評価点を入札価格で除算したものが評価値となる。 総合評価方式では、評価値が最も高い事業者が落札候補者になる。
評価値について	委員	③の案件と④の案件において、同じ事業者が入札しているが、評価値が異なる理由は何か。
	事務局	評価項目のうち、「配置予定技術者の能力」の項目は、工事毎に配置する予定の技術者に応じて評価されるため、案件ごとに評価点が異なることとなる。
	委員	④の案件と⑤の案件において、同じ事業者が入札しているが、評価値が異なる理由は何か。
	事務局	評価項目のうち、「地域貢献・社会性」の「過去2ヶ年度における維持工事等の施工実績」の項目は、発注した区内での実績が倍の評価点となるため、発注した区によって評価点が異なることとなる。

失格者について	委員	⑤の案件について、2社が直接工事費の項目において、失格基準価格を下回り失格となり、予定価格同額の入札をした事業者が落札しているが、失格者は直接工事費をどれほど下回っていたのか。
	事務局	具体的な金額については、この場で答えることができないが、2社とも失格基準価格の合計額に近い額で入札しているため、競争性が働き、入札価格を競った結果であると推測される。

「⑥（主） 仙台山寺線（浜井場地区）側溝整備工事」について

（⑦（市） 館線（館地区）側溝整備工事について同時審議）

論点等	発言者	発言内容
工事概要について	委員	⑥の案件と⑦の案件の施工内容の違いは何か。
	事務局	どちらの案件も側溝が無い箇所において、新たに側溝を整備するものであるが、⑥の案件については、歩道の整備も併せて施工するものとなっている。
入札参加者数について	委員	⑥の案件は、歩道の整備が含まれているため、入札参加者数が少なくなったのか。
	事務局	⑥の案件の施工箇所は交通量が多い路線となっているのに対し、⑦の案件の施工箇所は交通量が比較的多くない路線であることから、入札参加者に違いが出たのではないかと考えられる。

「⑧高砂一丁目地内ガス中低圧管入替工事」について

論点等	発言者	発言内容
入札参加資格対象業者について	委員	本案件が制限付き一般競争入札で行われた場合、入札参加できた事業者は他にもいたのか。
	事務局	本案件の施工条件である鋼管工事人の公認を受けている事業者であり、入札参加資格者名簿に登録されている事業者は5社ある。今回指名していない1社は、事業者側で参加しない方針を掲げていたため、指名から外しており、本案件の入札参加可能事業者全社を指名していることとなる。
入札参加事業者について	委員	入札参加事業者の中で、似たような名称の事業者が2社いるが、2社の間に資本関係等はあるのか。
	事務局	2社の間に資本関係等はない。

「⑨松森工場基幹的設備改良工事」について

論点等	発言者	発言内容
施工可能事業者について	委員	随意契約理由の中に詳細な図面の必要性について記載があったが、仙台市で保有している図面があれば、他の事業者でも施工が可能なのか。
	事務局	本案件は、ごみ焼却施設の部分的な機器の入れ替えであり、ごみ処理施設を動かしながら施工する必要がある。そのため、施工スケジュール等を加味する必要があることや、技術的な特許が必要であることから、図面のみがあったとしても、他の事業者では施工はできない。
予定価格の積算について	委員	本案件のような工事の場合、設備を導入施工した業者に継続的に整備を依頼する必要がある。予定価格の適正性や仙台市の財政逼迫を考えた際に、発注者側が何かしらの方策を講じることはできないのか。
	事務局	最近では、工場等を新築する際に、初期コストに将来的に発生する費用を含めた形での入札を行うなど、全体的なスケールメリットを加味した形で発注を行う事例がある。 また、メンテナンスコストを抑えるため、技術的に他の事業者で可能な案件について、制限付き一般競争入札で発注している事例もあるが、製作した事業者や施工した事業者の特許等もあるため、どうしても随意契約にせざるを得ない案件もある。
	委員	設備導入当時に見込んでいたランニングコストと、本案件の価格はどの程度異なっているかについて、比較しているのか。
	事務局	担当課において、比較するための資料が存在するのかわかりませんが、資料があった場合は、本案件のような発注をする際に、比較検討を行うこととなると思われる。

以上のほか「全体を通しての質疑」について
特に質問はなかった。

6 その他

(1) 令和3年度の工事契約落札率についての報告説明を行なった。

なお、上記報告説明について特に質問はなかった。

(2) 今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

① 次回の抽出委員は米谷委員に依頼する。

② 次回の委員会の日程は、令和4年8月9日14時からの予定である。

7 閉会